

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月 日  
犬山市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称				
犬山市地域内フィーダー系統確保維持計画				
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性				
<p>【目的】</p> <p>主に犬山市の東部に広がる丘陵地において多く存在する交通不便地域へ、犬山市コミュニティバス（愛称：わん丸君バス）をはじめとした地域公共交通を維持継続することにより、高齢者などの交通弱者の移動手段が確保され、医療機関や商業施設等への外出機会が増加することにより、豊かな市民生活の維持向上を図ることを目的とする。</p> <p>【必要性】</p> <p>過疎化の進行や自動車の普及・マイカーの定着等により、民間路線バス等の利用者が大きく減少し、民間路線バスは事業の撤退をせざるを得なくなった。</p> <p>その結果、特に犬山市の東部に広がる丘陵地においては、公共交通不便地域が多く発生することとなった。さらに、昭和40年代に造成された大型団地も市の東部に点在し、鉄道沿線の地域（市中心部、西部及び南部）と比べ、高齢化率が高い地区が密集している。</p> <p>主要な公共施設や市街地、通院や買い物など生活に不可欠な場所への移動手段の確保のため、コミュニティバスの運行は必要である。</p>				
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果				
(1) 事業の目標				
①市内全駅での1日当たりの鉄道利用者（乗降人員）数：29,000人の維持				
②コミュニティバス年間利用者数：各事業年度の目標人数の維持				
(補助金対象外の路線含む計8路線)				
補助対象路線名	令和5年度事業 目標（人）	令和6年度事業 目標（人）	令和7年度事業 目標（人）	参考：実績（人） R2.10～R3.9
栗栖・富岡線	11,660	12,760	13,970	10,637
上野線	14,080	15,400	16,940	12,886
今井・前原線	19,690	21,560	23,650	17,950
楽田東部線	5,170	5,610	6,160	4,782
善師野・塔野地線	17,710	19,470	21,340	16,116
内田線	8,690	9,460	10,340	7,916
補助対象外路線名				
楽田西部線	8,250	9,020	9,900	7,528
入鹿・羽黒線	19,030	20,900	22,990	17,318
合計	104,280	114,180	125,290	94,201
<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の期間：R4年10月1日からR5年9月30日まで</li> <li>・目標人数の根拠：令和5年度事業 R2.10～R3.9実績(100人未満切捨て)×1.1 令和6年度事業 令和5年度事業(100人未満切捨て)×1.1 令和7年度事業 令和6年度事業(100人未満切捨て)×1.1</li> </ul>				
<p>&lt;参考&gt;岐阜バス年間利用者数</p> <p>※補助対象外路線のため、目標は定めていないが、過去3年の実績人数を記載する。</p>				
	令和元年度（人）	令和2年度（人）	令和3年度（人）	
明治村線	193,265	126,572	134,806	

## (2) 事業の効果

地域公共交通を維持継続することにより、高齢者などの交通弱者の移動手段を確保することができる。それに伴い、医療機関等の活用や、商業施設等への外出機会を増やせることで、健康で豊かな市民生活の維持向上に繋がる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ①犬山市が主体となり、高齢者運転免許証自主返納者に対する支援（コミュニティバス回数券の配布）の継続実施や、コミュニティバスのPRを推進する。
- ②犬山市が主体となり、高齢者の集まる会合などの機会に併せ、コミュニティバスのPRをすることにより、新規利用者の開拓を図る。
- ③犬山市が主体となり、コミュニティバスのパス券について購入促進を行い、利用者数の増加と利便性の向上を図る。

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

#### (1) 補助対象となるフィーダー系統

路線	区間	運行日
栗栖・富岡線	栗栖北～犬山駅東口～総合犬山中央病院	月～金 (祝日含む)
上野線	上野南～犬山駅西口～総合犬山中央病院	
今井・前原線	四ツ家～市民健康館～犬山駅東口	
善師野・塔野地線	善師野台北～市民健康館～犬山駅東口	
楽田東部線	つつじヶ丘団地～楽田駅東～総合犬山中央病院	
内田線	犬山駅西口～城前広場～犬山市体育館	

(ただし、12月29日～1月4日は運休)

(2) 路線図及び時刻表 別添「犬山市コミュニティバス時刻表・路線図」参照

(3) 運行事業者 あおい交通株式会社

#### (4) 運行事業者の決定方法

平成30年9月21日(金)、5社による指名競争入札により、あおい交通株式会社に決定。

あおい交通株式会社は、平成19年1月より犬山市のコミュニティバス運行を担い、常に安全な運行とサービス向上に努めており、また、犬山市の路線、停留所付近の地形や交通状況に熟知している。さらに、犬山市に隣接する小牧市に営業所を、大口町に路線バス車庫を有しており、運行管理体制が十分整備されている。

#### (5) 運行事業者を選定した経緯

一般乗合旅客自動車運送事業の資格を有し、また、緊急時に対応するために、市内又は隣接する市町に路線バス車庫を有していることを条件とした。さらに、運行の安定性、継続性を確保するために、現在、路線バスの運行を行っている事業者を選定することとした。

それらの条件に合致した事業者は、入札参加者名簿に登録された事業者の中には3社しかいないため、入札参加者名簿には登録されていないが、条件に該当している2社を加え、5社で指名競争入札を行った。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
犬山市
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
あおい交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5のとおり 犬山市交通不便地区人口：3,462人
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
平成30年11月まで犬山市コミュニティバスは車両5台体制で運行を行っていたが、道路幅が狭く、運行できない地域も存在していた。そのような地域にも対応するため、平成30年11月に小型の車両を3台購入した。 (平成31年度事業より車両減価償却費等国庫補助金の計画を継続申請中)
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
年間利用者数 104,280人

(2) 事業の効果
購入した車両と既存車両と合わせて、8台体制とし、曜日運行から平日毎日運行(祝日含む)に変更したことで、利用者のニーズに応え、外出促進を図る。8台のうち3台については小型車両を購入し、従来の車両では通行できなかった狭隘なエリアにも対応することで、交通弱者の移動手段を確保する。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
平成30年11月に3台の車両を購入した。 (平成31年度事業より車両減価償却費等国庫補助金の計画を継続申請中) 車両購入費用の負担者は犬山市であり、運行事業者が車両の利用者となる。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし

## 20. 協議会の開催状況と主な議論

### ■平成 29 年犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第 1 回 平成 29 年 6 月 6 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬山市生活交通確保維持改善計画 (案) について協議</li> <li>・ 平成 30 年度再編 (案) について協議</li> <li>・ コミュバス無料乗車実施について</li> <li>・ 第三者評価結果 (要約版) について</li> <li>・ その他</li> </ul>
第 2 回 平成 29 年 8 月 14 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度再編 (案) についての協議</li> <li>・ その他</li> </ul>
第 3 回 平成 29 年 10 月 2 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度再編 (案) についての協議</li> <li>・ コミュニティバス乗車推進事業について</li> <li>・ コミュニティバス利用促進事業について</li> <li>・ その他</li> </ul>
第 4 回 平成 29 年 11 月 24 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度再編 (案) についての協議</li> <li>・ 平成 30 年度 GW の対応についての協議</li> <li>・ コミュニティバス乗車推進事業について</li> <li>・ コミュニティバス利用促進事業について</li> <li>・ その他</li> </ul>
第 5 回 平成 29 年 12 月 26 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価についての協議</li> <li>・ 平成 29 年 10 月までの実績について</li> <li>・ 期間限定乗合バス運行について</li> </ul>
第 6 回 平成 30 年 2 月 26 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度コミュニティバス再編 (ルート案) についての協議</li> <li>・ 名鉄犬山ホテルへのバス路線の延伸について</li> <li>・ 子ども未来園の園交流等における職員の運賃について</li> </ul>
第 7 回 平成 30 年 3 月 27 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度再編 (ダイヤ案) について</li> </ul>

### ■平成 30 年犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第 1 回 平成 30 年 6 月 25 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度再編 (案) についての協議</li> <li>・ 平成 31 年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保維持改善計画についての協議</li> <li>・ その他報告事項</li> </ul>
第 2 回 平成 30 年 7 月 23 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度コミュニティバス再編に係る再協議 ⇒ 7 台 7 路線による運行から、8 台 8 路線による運行へ変更</li> <li>・ 生活交通確保維持改善計画変更 (案) についての協議</li> <li>・ その他報告事項</li> </ul>

### ■平成 30 年犬山市地域公共交通会議の開催概要（つづき）

地域公共交通会議	議事内容
第 3 回 平成 30 年 10 月 29 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度再編に係る運行事業者の決定について</li> <li>・路線図兼時刻表について</li> <li>・バス停留所・バス待合所について</li> <li>・運行車両について</li> <li>・広告事業について</li> <li>・その他</li> </ul>
第 4 回 平成 30 年 12 月 26 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）について協議</li> <li>・行楽シーズン・祭礼等におけるコミュニティバス運行についての協議</li> <li>・新運行の状況報告について</li> <li>・新型車両お披露目会について</li> </ul>
第 5 回 平成 31 年 3 月 19 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う犬山市コミュニティバス無料乗車について</li> <li>・新運行の状況報告</li> <li>・杉ノ山バス停移設について</li> <li>・第三者評価委員会結果（速報）</li> <li>・コミュニティバス小中学生無料乗車事業について</li> <li>・選挙（期日前投票）期間中における無料乗車について</li> </ul>

### ■ 令和元年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
平成 31 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栗栖・富岡線における路線の変更について（書面審議）</li> </ul>
第 1 回 令和元年 6 月 24 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保維持改善計画について（協議）</li> <li>・明治村線、リトルワールド・モンキーパーク線の一部路線廃止について（協議）</li> <li>・その他報告事項</li> </ul>
第 2 回 令和元年 12 月 20 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度事業における地域公共交通下記保維持改善に関する自己評価について（協議）</li> <li>・犬山市コミュニティバス路線変更について（協議）</li> <li>・犬山市コミュニティバス満員時の対応について（協議）</li> <li>・犬山市コミュニティバス「パス券」の販売について（協議）</li> <li>・その他報告事項</li> </ul>
令和 2 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今井・前原線における路線の変更について（書面審議）</li> </ul>

■ 令和2年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 令和2年 6月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保維持改善計画について(協議)</li> <li>・その他報告事項</li> </ul>
第2回 令和3年 1月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度事業における地域公共交通下記保維持改善に関する自己評価について(協議)</li> <li>・路線変更について(協議)</li> <li>・その他報告事項</li> </ul>

■ 令和3年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 令和3年 6月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保維持改善計画について(協議)</li> <li>・今井・前原線における迂回路線の廃止について(協議)</li> <li>・その他報告事項</li> </ul>
地域公共交通会議	議事内容
第2回 令和3年 12月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通確保維持改善事業費・事業評価</li> <li>・事業実地と生活確保維持改善計画との関連について</li> <li>・令和3年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要</li> <li>・犬山市多子・多胎世帯子育て支援事業に係るわん丸君バスの無料乗車について</li> </ul>
地域公共交通会議	議事内容
第3回 令和4年 3月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度 犬山市地域公共交通会議予算(案)について</li> <li>・地域公共交通計画の策定について</li> <li>・地域交通実証実験(デマンド交通)について</li> <li>・監事の選任について</li> </ul>

■ 令和4年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 令和4年 6月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活交通確保維持改善計画(案)について(協議)</li> <li>・星和橋撤去工事完了に伴う路線等の変更及び迂回路線の廃止について(今井・前原線)(協議)</li> <li>・地元要望に伴う路線等の変更について(内田線)(協議)</li> <li>・地域公共交通計画の策定について(協議)</li> <li>・デマンド交通実証実験について(協議)</li> <li>・わん丸君バス再編について(協議)</li> </ul>

## 21. 利用者等の意見の反映状況

当市の地域公共交通会議には、利用者及び市民代表として町会長会連合会、老人クラブ連合会、交通婦人会の各代表が参加している。また、利用者等の満足度向上のため、定期的に利用者アンケートを実施している。

- ①コミュニティバスに関するアンケート調査（H29.7～H29.8）  
地域住民の移動実態を把握するため、よく利用する施設等とその移動手段についてアンケート調査を実施（53件）
- ②コミュニティバスに関するアンケート調査（H29.10.6）  
犬山市老人クラブ連合会主催の「福祉事業部まつり」において、移動実態及び要望等を把握するため、高齢者を対象としたアンケート調査を実施（53件）
- ③コミュニティバス再編に関するご意見・ご要望について  
平成30年12月からの再編に関する市民を対象とした説明会（再編の考え方、途中経過等）を実施した際、コミュニティバスの再編に関するご意見・ご要望を自由記述方式で調査（25件）
- ④総合犬山中央病院バス停利用状況アンケート（H29.11.13～H29.11.15）  
平成30年12月からの再編にあたり、総合犬山中央病院バス停の利用状況を把握するため、バス停で待っている利用者を対象にアンケート調査を実施（43件）
- ⑤コミュニティバス利用者アンケート調査（R1.7.1～R1.10.31）  
全8路線のコミュニティバス利用者を対象に、平成30年12月からの再編に係るコミュニティバス満足度を把握するとともに、年齢、利用頻度等の情報や要望の聞き取りを実施（130件）
- ⑥コミュニティバス利用者アンケート調査（R3.1.21～R3.4.30）  
全8路線のコミュニティバス利用者を対象に、コミュニティバス満足度を把握するとともに、年齢、利用頻度等の情報や要望の聞き取りを実施（113件）
- ⑦市民アンケート（R3.9）  
15歳以上2,000人の市民を無作為に抽出し、公共交通に関するアンケート調査を実施（915票、回答率45.8%）
- ⑧OD調査（R3.10.15）  
当日のコミュニティバス（全路線、全便）に調査員が乗車し、利用者を対象にアンケート調査（利用目的、最終目的地、利用頻度、乗継等）を実施（506票）



22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛知県都市・交通局交通対策課担当課長、愛知県一宮建設事務所維持管理課長
関係市区町村	犬山市市民部長、犬山市都市整備部土木管理課長、犬山市都市整備部都市計画課長、犬山市健康福祉部高齢者支援課長
交通事業者・交通施設管理者等	あおい交通(株)代表者、岐阜乗合自動車(株)の代表者、愛知県タクシー協会の代表者、公益社団法人愛知県バス協会の代表者、名古屋鉄道(株)犬山幹事駅長、愛知県警察犬山警察署交通課長
地方運輸局	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	中部大学教授、総合犬山中央病院地域医療連携室課長補佐、犬山市交通婦人会の代表者、犬山市老人クラブ連合会の代表者、町会長会連合会の代表者（市民代表）、バス事業者労働組合の代表者

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

(所 属) 犬山市市民部防災交通課

(氏 名) 森川、加藤

(電 話) 0568-44-0347 (直通)

(E-mail) 010400@city.inuyama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
犬山市	あおい交通株式会社	(1) 栗栖・富岡線	栗栖北	犬山駅 東口	総合犬 山中央 病院	往14.1km 復14.1km	254日	1397回		路線定期	②(2)	地域間交通ネット ワーク 名鉄犬山駅と の接続	③
	あおい交通株式会社	(2) 上野線	上野南	犬山駅 西口	総合犬 山中央 病院	往9.2km 復9.2km	254日	1397回		路線定期	②(2)	地域間交通ネット ワーク 名鉄犬山駅と の接続	③
	あおい交通株式会社	(3) 今井・前原線	四ツ家	市民健 康館	犬山駅 東口	往15.6km 復15.6km	254日	1397回		路線定期	②(2)	地域間交通ネット ワーク 名鉄犬山駅と の接続	③
	あおい交通株式会社	(4) 善師野・塔野地線	善師野 台北	市民健 康館	犬山駅 東口	往12.4km 復12.4km	254日	1397回		路線定期	②(2)	地域間交通ネット ワーク 名鉄犬山駅と の接続	③
	あおい交通株式会社	(5) 楽田東部線	つっ じヶ丘 団地	楽田駅 東	総合犬 山中央 病院	往13.8km 復13.8km	254日	1397回		路線定期	②(2)	地域間交通ネット ワーク 名鉄楽田駅と の接続	③
	あおい交通株式会社	(6) 内田線	犬山駅 西口	城前広 場	犬山市 体育館	往11.9km 復12.1km	254日	1397回		路線定期	②(2)	地域間交通ネット ワーク 名鉄犬山駅と の接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	犬山市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	35,638
交通不便地域等	3,462

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,462	別紙のとおり	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送

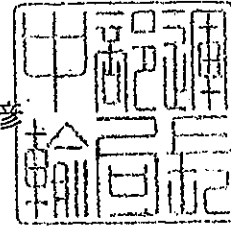
(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

中運交企第43号  
平成30年6月20日

犬山市長 山田 拓郎 殿

中部運輸局長 石澤 龍彦



交通不便地域の指定について

平成30年5月24日付け30犬地第216号をもって申請のあった地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表7に基づく交通不便地域については、下記のとおり指定したので通知する。

記

1. 交通不便地域  
別紙のとおり
2. 指定期間  
平成31事業年度から平成35事業年度末まで

愛知県犬山市 犬山地区

(犬山の一部、木津の一部)

同 城東地区

(今井の一部、前原の一部、栗栖の一部、善師野の一部、塔野地の一部)

同 羽黒地区

(羽黒菊川の一部、羽黒の一部、羽黒新田の一部)

同 楽田地区

(楽田今村、林吾塚の一部、野田の一部、楽田原西の一部、前並の一部、天王前の一部、宮浦の一部、岩田、三ツ塚、池田の一部、山崎西の一部、常福寺浦、常福寺洞の一部、洞田の一部、北大門、北洞の一部、楽田打越の一部、鎌柄畷の一部、宮西、向山、荒井の一部、高根洞の一部、鷲山、小路、倉曾洞の一部、打越の一部、中切、笛田、堂屋敷、薬師前の一部、桃山台、蓮池の一部)

運送

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
犬山市	あおい交通株式会社	1	( ) 栗栖・富岡線	小型車両		非標準仕様	13	平成30年11月			一括
	あおい交通株式会社	2	( ) 楽田東部線	小型車両		非標準仕様	13	平成30年11月			一括
	あおい交通株式会社	3	( ) 内田線	小型車両		非標準仕様	13	平成30年11月			一括
			( )								
			( )								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。